

快適な一日を  
お過ごしいただくために



# 宿泊約款

## (適用範囲)

第1条 銀鱗荘（以下当館と称する）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出でていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊客の連絡先
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあつたものとして処理します。
3. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げる事があります。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当館が、インターネットサイトまたは電話等で誤った宿泊料金を提示、ご案内し当該宿泊料金に基づき、宿泊予約の申込み、承諾があつた場合であっても、当該宿泊料金がその前後の期日よりも著しく低廉であった時は、当該宿泊料金が著しく低廉である理由（「限定」「特別」等）の表示がない限り、民法上の錯誤による承諾となり、当該宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結及び当館施設の利用に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ・法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲

を超える負担を求めるとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 北海道旅館業法施行条例第10号の規定する場合に該当するとき。

(10) 宿泊の申込みをした者が、予約した部屋につき、転売や有料での斡旋など自己の利益を図る目的を秘して申込みをしたとき。

## (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ・法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求めるとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 北海道旅館業法施行条例第10号の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (9) 当館からの確認の電話又は電子メールをした際、宿泊申込時にいただいた電話番号や電子メールアドレスが無効である場合、または指定した折り返し期日までご連絡のない場合。
- (10) その他本約款に定める事項に反していると判明したとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

## (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、氏名、住所、職業等の記載に加えて国籍及び旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピーが認められています。

## (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。ただし、宿泊申込みをいただいた旅行商品にその規定がある場合はそれに準じます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 30%
- (2) 超過 6 時間までは、室料相当額の 60%
- (3) 超過 6 時間以上は、室料相当額の 100%

3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70% とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：  
イ. 門限 午前 0 時 00 分  
ロ. フロントサービス 午前 8 時 00 分～午後 9 時 00 分
- (2) 飲食等(施設)サービス時間：  
イ. 朝食 午前 7 時 30 分～午前 9 時 00 分  
ロ. 夕食 午後 6 時 00 分～午後 9 時 00 分  
ハ. その他の飲食等：  
グリル銀鱗荘 午前 11 時 30 分～午後 3 時 00 分  
ラウンジ銀鱗荘 午後 9 時 00 分～午後 11 時 00 分

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるとおりになります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができるないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限つて責任をもつて保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、

前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被つたときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます

2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、すみやかに当館において、その旨を申し出なければなりません。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第19条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館を経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもつて専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料+朝・夕食料) ② サービス料(①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食(①に含まれるもの除く) ④ サービス料(③×10%) ⑤ その他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税

備考 1. 子供料金は小学生以下(12歳以下)に適用し、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、又、寝具のみを提供したときは子供 1 名につき 8,800 円(サービス料込・税別)を別途いただきます。寝具・食事ともに提供しない場合には 1 名につき 1,000 円(サービス料込・税別)を別途いただきます。

2. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

3. インターネットサイトや販売店を通しての契約については、それぞれ個別に定められた子供料金の規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約申込内容	契約解除の通知を受けた日	2ヶ月前				
		不泊	当日	前日	2ヶ月前	8ヶ月前
1~10名または1~5室		100%	100%	50%	30%	—
11名以上または6室以上		100%	100%	50%	30%	10%

(注) 1. % は、基本宿泊料+サービス料に対する比率です。

2. 連泊予約において、すべての宿泊日を同時に取り消した場合、すべての宿泊日に対して第 1 泊目の取り消し料率を適用します。契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1 日分(初日)の違約金を收受します。

3. 団体客(11名以上)の一部について契約の解除があつた場合、解約人数に応じて上記違約金を收受いたします。

4. インターネットサイトや販売店を通しての契約については、それぞれ個別に定められた違約金の規定によるものとします。

## 利用規約

当館では、快適、安全にお過ごしいただくため、  
お客様には下記の利用規則をお守りいただくことになっております。

### 記

- (1) 客室内では、暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等をご使用にならないでください。
- (2) 火災の原因となりやすい場所での喫煙（寝たばこ、館内の歩行中等）はご遠慮ください。
- (3) お部屋から出られる際は、必ず鍵をお持ちいただき、施錠をご確認ください。
- (4) ご在室中やご就寝時は、内鍵をおかけください。不審な者の来訪に際しては、開扉なさらず、フロント（ダイヤル9）へご連絡ください。
- (5) ご訪問客をみだりに室内にお招きにならないでください。
- (6) 館内への他のお客様のご迷惑になるようなものの持ち込みはご遠慮ください。特に、犬、猫、小鳥等のペット類、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものの持ち込みはおやめください。
- (7) 館内では、賭博や風紀を乱すような行為、他のお客様のご迷惑になるような言動をなさらないでください。
- (8) 当館の許可なく客室を営業行為など宿泊以外の目的に使用することはおやめください。
- (9) 緊急事態あるいはやむを得ない事情の発生しない限り、塔屋、機械室等、客用部門以外の施設への立ち入りはなさらないでください。
- (10) 館内の備品は、所定の場所、用途に限ってご使用ください。また、客室内の現状を著しく変更して使用することはおやめください。
- (11) 不可抗力以外の理由により、建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染、あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがございます。
- (12) 館内では、許可なく広告、宣伝物の配布、物品の販売、陳列等をなさらないでください。
- (13) 館内のレストラン等をご署名により利用される場合は、必ずお部屋の鍵をご提示ください。
- (14) 館内売店のお買物代金、交通費、郵便切手代、送料等の立替は一切お断りしております。
- (15) お忘れ物の処置は、法に基づいて行なわせていただきます。
- (16) お会計はご出発の際にフロントで行なってください。なお、ご滞在中でも、都合によりお支払いをお願いすることがございますので、その都度お支払いください。

以上